

とやまの美しい森林づくり

公社営林だより

第15号
2023年2月発行



富山市布尻町長事業地

発行／富山県「美しい森林」事業推進協議会
<https://www.taff.or.jp/utukushiimori/>

公益社団法人富山県農林水産公社 森林部
<https://www.taff.or.jp/>

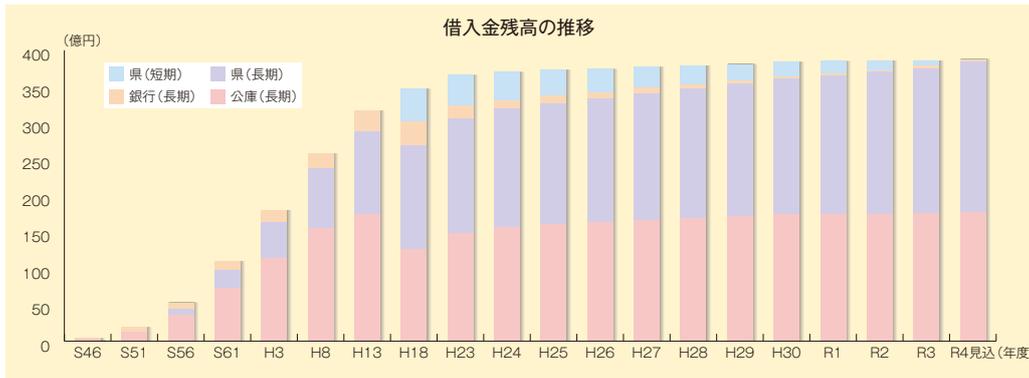
1 経営改善の取り組み

富山県農林水産公社では、次のとおり分収造林事業の経営改善に努めています。

(1) 金利負担の軽減

保育事業に係る経費は、国や県の有利な補助事業を最大限に活用し借入金の削減に努め、また、過去の市中銀行からの借入金については、日本政策金融公庫の低金利融資制度に借り換えを進めています。

これらにより、昨年の金利支払額は、前年度比11百万円の削減となりました。



(2) 収入の増大

国、県の有利な補助事業等を活用して、積極的に利用間伐を推進し、販売収入を確保するとともに、県産材の安定供給に貢献しています。



(3) 分収比率等の見直し(分収造林契約変更の推進)

昭和41年度から取り組んでいる分収造林事業については、木材価格の低迷等により採算性が著しく低下し大変厳しい経営状況にあります。そのため、平成20年度から土地所有者の皆様方に、分収比率の変更(土地所有者:公社 4:6 → 2:8)と契約期間の80年への延長をお願いしております。

令和5年1月末現在、契約件数で941件(契約率95%)、延べ契約者数5,899名(同91%)、契約筆数20,437筆(同89%)の変更契約を締結させていただきました。

土地所有者である分収造林契約者の皆様方には、分収割合の見直しと契約期間の延長について引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

●年度別進捗状況

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R5.1
変更契約件数	71	94	189	185	113	52	59	37	40	20	23	27	26	3	2
累計	71	165	354	539	652	704	763	800	840	860	883	910	936	939	941
進捗率(%)	7.2	16.7	35.8	54.5	65.9	71.2	77.1	80.9	84.9	87.0	89.3	92.0	94.6	94.9	95.1

2 令和4年度分収造林事業の実績

国、県からの補助を受けて森林整備を行ってきており、令和4年度は、利用間伐、枝打ち、作業路開設のほか、既設作業路等の維持管理を重点的に実施しました。

施業内容	令和4年度実績見込	
	事業量	事業費(千円)
除伐(ha)	0.00	0
つる枯殺(ha)	0.00	0
間伐(ha)	213.95	74,254
枝打ち(ha)	40.38	14,414
作業路開設(km)*	25.20	37,003
作業路等補修(km)*	203.77	16,123
事業雑費	-	0
計	254.33	141,794

*事業量の計には作業路開設、作業路等補修は含みません。



高密度の森林作業路を開設し、高性能林業機械(ハーベスタ、プロセッサ、フォワーダ等)が活用できるようにすることで、間伐等の森林整備の効率化と木材生産の低コスト化に努めています。



森林作業路の開設

林内作業車や高性能林業機械が通行するための道で、近年は年間15km程度開設しています。



ハーベスタ(伐倒・枝払い・玉切り・集積)

立木の伐倒、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行うことができます。



プロセッサ(枝払い・玉切り)

集材された材の枝払い、測尺、玉切りを連続して行うことができます。



フォワーダ(集材)

玉切りした材を掴んで荷台に積んで運ぶことができる自走式機械で、狭い作業道でも走行できます。

土地所有者(分収造林契約者)の皆様へのお願い

～土地所有権の移転など土地所有者の方に変動はありませんか～

1 土地所有者(分収造林契約者)に変更等が生じた場合のご連絡のお願い

【早期に公社へ連絡いただきたい事由】 ※公社への提出書類について連絡いたします。

- ア 土地所有権の変更（相続、売買、贈与など） ※相続登記前でもご連絡ください。
- イ 土地所有者の住所、氏名（法人・団体の場合は名称）、連絡先の変更
- ウ 契約代理人の変更

変更の連絡をいただけないと、公社から重要なお知らせや連絡が届けられない場合があります。

契約者のご家族、相続人となられた方にも、公社への諸連絡についてご理解とご協力をお願いします。

2 分収造林地の相続手続、相続登記のお願い

契約者がお亡くなりになっているが、相続手続が開始されず相続登記が完了されていない場合、分収造林の変更契約締結や、地上権の変更登記などを円滑に進めることができません。

また、分収金の案内通知やお支払が円滑にできませんので、お早めに相続手続されますようお願いいたします。相続登記完了後、お手数ですが公社までその旨ご連絡をお願いします。

【参考】相続登記相談窓口のご案内

法律相談されたい方には、司法書士会等が実施する法律相談のご利用をお勧めします。

- ・富山県司法書士会 TEL：076-431-9332 同無料面談相談 TEL：076-445-1620
- ・法テラス富山 TEL：0570-078351 050-3383-5480
- ・法テラス魚津法律事務所 TEL：050-3383-0030
- ・富山県弁護士会法律相談 TEL：076-421-4811

3 相続登記の申請の義務化について

所有者不明土地の解消に向けて不動産に関するルールが変わり、相続登記申請の義務化が令和6年4月1日から始まります。それ以前の相続でも相続登記がされていないものは対象になります。相続登記の免税措置もありますので、詳しくは法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」をご覧ください。



〒930-0096 富山市舟橋北町4番19号
(富山県森林水産会館6階)
公益社団法人富山県農林水産公社 森林部
TEL 076-441-6155 (平日8:30~17:15)
076-441-5293
FAX 076-432-7086

- この広報冊子や公社営林に対するご意見、ご質問があれば、お聞かせ願います。
- ご不明な点があれば、遠慮なく当公社へ問い合わせください。



この紙は間伐材パルプを使用しています。